



情報共有、参加、協働の原則に基づく 市民自治の確立を目指して—川崎市自治基本条例素案—

川崎市では、市民委員や学識経験者からなる自治基本条例検討委員会を設置し、自治基本条例の検討作業を進め、本年八月に市長に報告書が提出されました。この報告書を受けて、このたび条例素案を作成しました。

みなさんのご意見をお伺いした上で、条例案を作成し、市議会に提案してまいります。

自治基本条例とは

二〇〇〇年の地方分権一括法施行から五年が経過しようとしている中で、分権改革の中心は、自治体運営をその住民の意思に基づいて行う「住民自治」の拡充に移りつつあります。

こうした中で、自治基本条例は、川崎市における自治の基本を定める最高規範となるもので、「市民自治」という基本理念と、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則を定め、市民のみなさんの意思に基づき、自治体運営を可能とするものです。

条例は、図1のように構成されており、理念を具現化するために情報共有にかかわる制度や審議会への参加、パブリック・コメント手続、住民投票制度などを規定しています。

前文

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、わが国産業を支える拠点を擁した多様な顔をもつ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩を進めてきました。

今、成長と拡大を基調とした社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められるなかで、あらためて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどのようなべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身

が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることであらためて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県との対等で相互協力の関係に立って、自立的な自治体運営を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区のある方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治の拡充及び推進を図るため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和

と持続可能な社会を次の世代に引き継ぎ、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの

第1 総則

多様な主体が担う自治を前提として、市民を広く定義し、情報共有、参加、協働といった自治運営の基本原則を定めます。

1 目的

この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区のある方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とすることを定めます。

2 位置付け等

(1) この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範である

人権が尊重される「活力と誇り」の創造を目指します。

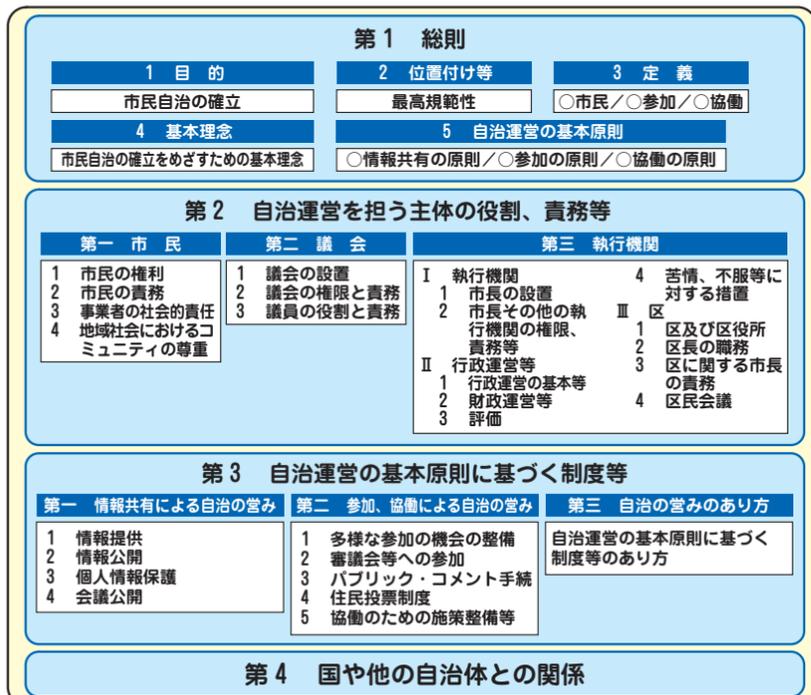
この条例は、本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とすることを定めます。

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることを定めます。

(1) 市民 本市の区域内に住

図1 自治基本条例素案の構成



第1 市民

市民の権利や責務とともに、地域社会で重要な役割を担うコミュニティの位置付けとそれに対する市の施策推進について規定します。

第2 自治運営を担う主体の役割、責務等

1 市民の権利

市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の中で自らの生命、自由及び幸福を追求し、自己実現を図ることができるとともに、自治運営を推進するために、次に掲げることができるとを定めます。

(1) 市政に関する情報を知る

2 市民の責務

市民は、自治運営において、次に掲げることができるとを

所を有する人、本市の区域内で働き若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

4 基本理念

市民及び市は、次に掲げること基本理念として市民自治の確立を目指すことを定めます。

(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、主権者としてのその総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。

(2) 市民は、その信託に基づき市政に自ら主体的にかかわることを定めます。

5 自治運営の基本原則

市民及び市は、次の各号に掲げる原則に基づき、当該各号に定めるところにより自治の運営を行うことを定めるとを定めます。

(1) 市民及び市は、次の各号に掲げる原則に基づき、当該各号に定めるところにより自治の運営を行うことを定めるとを定めます。

ア 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。

イ 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。

ウ 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働が行われること。

(2) 市は、参加又は協働による自治の運営に当たっては、参加又は協働しないことに基づいて、市民が特別の不利益を受けることのないようにすることを定めます。

定めます。

(1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。

(2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。

(3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。

(4) 市政運営に伴う負担を分担すること。

3 事業者の社会的責任
事業者は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを定めます。

4 地域社会におけるコミュニティの尊重
(1) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために「コミュニティ(居住地又は関心若しくは目的を共にすること

で形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができることを定めます。

(2) 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手である「コミュニティ」の役割を尊重することを定めます。

(3) 市は、「コミュニティ」の自主性及び自律性を尊重しながら、「コミュニティ」にかかわる施策を推進することを定めます。

自治運営で重要な役割を果たす議会について、市の事務の監視といった権限や、開かれた運営などの責務と、これを果たすための議員の役割などを規定します。

第一 議会

1 議会の設置

市に、議事機関として、選挙によって選ばれる議員で構成される議会の設置を定めます。

2 議会の権限と責務

(1) 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行うことを定めます。



(2) 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民へ説明することにより情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めることを定めます。

3 議員の役割と責務

(1) 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより議会がその権限を適切に行使できるよう努めることを定めます。

(1) 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより議会がその権限を適切に行使できるよう努めることを定めます。

(2) 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めることを定めます。

第三 執行機関

I 執行機関

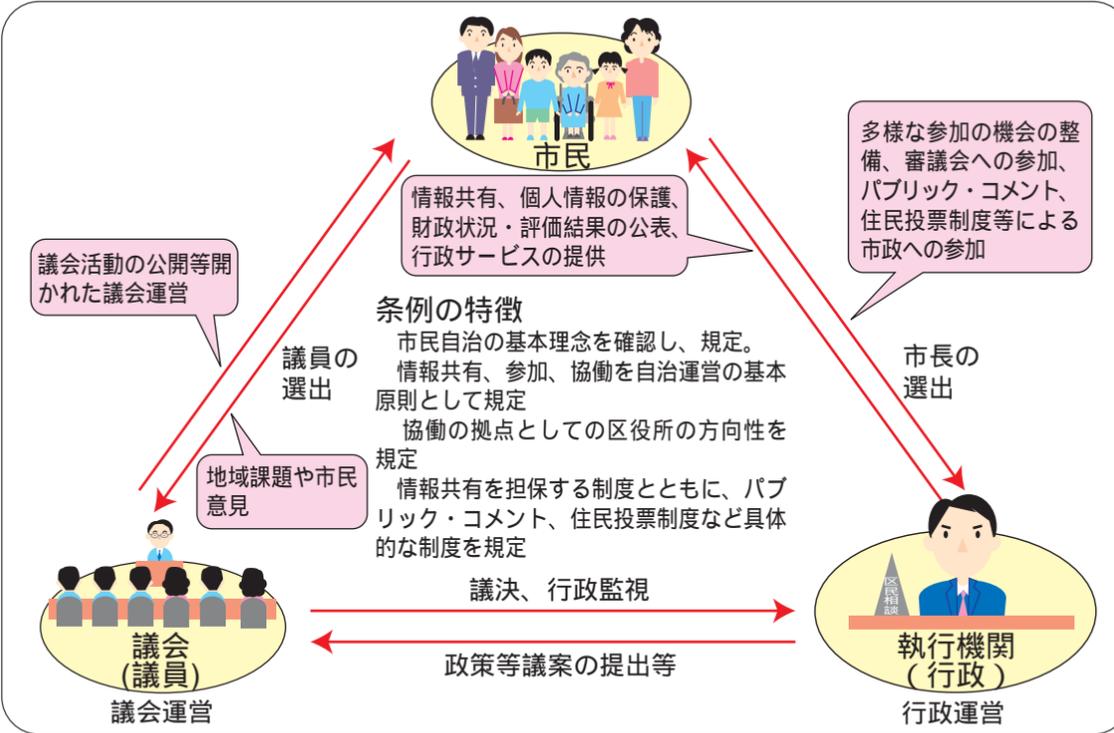
1 市長の設置

市に、選挙によって選ばれ、市の代表である市長の設置を定めます。

2 市長その他の執行機関の

権限、責務等

(1) 市長は、この条例に基づいて自治運営を推進するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使することを定めます。



II 行政運営等

1 行政運営の基本等

(1) 市は、市の将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行うことを定めます。

(2) 行政運営は、次に掲げることを基本として、行われることを定めます。

ア 市政に関する情報は市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

イ 市民の意思を市政に的確に反映するため、市民の参加を推進すること。

ウ 市民からの提案等に的確に応答すること。

エ 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

オ 施策や事業等の実施に当たっては、公正性、公平性を確保するとともに、効果的、効果的かつ総合的に行うこと。

カ 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

(3) 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備することを定めます。

(4) 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人又は当該出資法人を所管する執行機関に対して適切な指導及び調整を行うことを定めます。

2 財政運営等

(1) 市長は、中長期的な展望に立つて、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めることを定めます。

(2) 市長は、財政状況に係る



率のかつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備することを定めます。

(4) 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人又は当該出資法人を所管する執行機関に対して適切な指導及び調整を行うことを定めます。

(1) 市長は、中長期的な展望に立つて、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めることを定めます。

(2) 市長は、財政状況に係る

(1) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを定めます。

(2) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを定めます。

(3) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを定めます。

(4) 苦情、不服等に対する措置

(1) 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関の設置を定めます。

(2) (1)に定めるもののほか、本市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講ずることを定めます。

III 区

1 区及び区役所

(1) 市は、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、当該区域における市政への市民の参加と市民との協働により暮らしやすい地域社会を築き、市民への身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するため、それぞれの区域を単位として区を設置することを定めます。

(2) (1)の目的を達成するため、それぞれの区に区役所を置くことを定めます。

(3) それぞれの区役所に長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理する

るよう努めることを定めます。

(1) 市は、効率的かつ効果的な行政運営を推進し、総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施することを定めます。

(2) 評価の指標等は市民の視点に立脚したものであり、評価結果は市民にとってわかりやすいものとするを定めます。

(3) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを定めます。

(4) 市長は、財政状況に係る

(1) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを定めます。

(2) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを定めます。

(3) それぞれの区役所に長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理する

2 区長の職務

区長は、前記1(1)に定める区の設置目的を達成するため、次に掲げる職務を担うものとすることを定めます。

(1) 区における地域の課題を的確に把握し、参加と協働を原則として、その迅速な解決に努めること。

(2) 区民(区の区域内における市民をいいます。以下同じ。)に便利で快適な行政サービスを効果的かつ効果的に提供するように努めること。

3 区に関する市長の職務
市長は、区長がその職務を的確に遂行できるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めることを定めます。

4 区民会議

(1) 区における重要課題を審議し、区長及び市長その他の執行機関に提言することを目的として、区民による会議(以下「区民会議」といいます。)の設置を定めます。

(2) 区長及び市長その他の執行機関は、区民会議の審議結果を尊重し、その内容を市政に反映するように努めることを定めます。

第3 自治運営の基本原則に基づく制度等

自治の基本理念を具現化するために、自治運営の基本原則にそった情報共有のしくみ、住民投票制度やパブリック・コメント手続といった参加・協働のしくみなどを規定します。

第一 情報共有による自治の営み

1 情報提供

(1) 市は、市民生活において必要な情報について、市民に積極的に提供することを定めます。

(2) 情報の提供は、わかりやすく、かつ適時に行うことを定めます。

2 情報公開

(1) 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができると定めます。

(2) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。

第二 参加、協働による自治の営み

1 多様な参加の機会の整備
市は、事案の内容、性質等に応じて後記2から4までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ることを定めます。

2 審議会等への参加

審議会等を設ける場合は、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすることを定めます。

3 パブリック・コメント手続

(1) 市は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を求める手続(以下「パブリック・コメント手続」といいます。)をとることを定めます。

(2) 市長その他の執行機関は、パブリック・コメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方をとりまとめ公表することを定めます。

4 住民投票制度

(1) 市は、住民(市民のうち本市の区域内に住所を有する人をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを定めます。

(2) 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重することを定めます。

5 協働のための施策整備等

市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進するための施策を整備し、その体系化を図ることを定めます。

第三 自治の営みのあり方

市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市

民の参加による審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方について調査審議することを定めます。

第4 国や他の自治体との関係

基本理念に基づき、国や他の自治体に対する川崎市の姿勢について規定します。

(1) 市は、市政の運営に当たっては、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力することを定めます。

(2) 市は、共通する課題を解決するため、積極的に他の自治体と連携を図り、その解決に努めることを定めます。

第5 施行期日

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

みなさんのご意見を募集しています

自治基本条例素案に対する市民のみなさんのご意見を10月20日まで募集しておりますので是非お寄せください。

〒210-8577 (住所は不要)
総合企画局政策部

電話 200-3708
ファクス 200-3800
電子メール 20ziti@city.kawasaki.jp

検討委員会のこれまでの経過や報告書などは市ホームページのほか、区役所・支所でもご覧になれます。



川崎市自治基本条例検討委員会の検討経過

公募委員30人と学識者委員4人からなる自治基本条例検討委員会は、平成15年10月に市長から委嘱を受け、平成16年8月の市長報告まで合計60回に及ぶ会を重ね、川崎市における自治基本条例のあり方を検討してきました。この間、平成16年4月には中間報告会を、7月には報告書(案)市民討論会を開催し、広く市民のみなさんの意見を聴き、委員会の中だけの議論に終始することないように努めてきました。今回の条例素案は、平成16年8月に市長に提出された報告書の内容を最大限尊重しながら、さらに多くの意見をお伺いするために、行政としての案をお示したものです。

